

令和2年12月例会次第（令和2年12月26日開催）

1. 会長挨拶

2. 滋賀産業保健総合支援センターからの説明

3. 報告事項

【会員の状況】 令和2年11月

(1) 会員の状況

A会員：142名、 B会員：163名、 合計：305名

【総務部】

[総務]

(1) 令和2年度第3期の滋賀県医師会および日本医師会の会費について

口座振替ではない会員には請求書を12月下旬に送付するので、速やかにお振り込みください。

口座振替の会員には12月28日（月）に指定口座から引き落としをさせていただきます。

(2) 医師法に定められた医師の届出および保健師助産師看護師法に基づく業務従事者届について

医師は、医師法上、2年ごとの12月31日現在の氏名、住所、就業地等の事項を届け出ることが義務付けられており、医師法施行規則に定める医師届出票により、住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。

本年はこの実施年に当たるため、当該調査の届出票が12月中旬までに各保健所から医療機関等所属施設を通じて届出義務者へ配布される予定である。

ついては、所轄保健所への提出期限は令和3年1月15日必着で、当該届出を行わない医師は、厚生労働省「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されないとのことであるので、必ず提出するようご注意願いたい。

また、保健師、助産師、看護師、准看護師についても業務従事者届を、就業地を管轄する保健所へ届出することが義務付けられているので、管理者は、該当する従業員への周知についても協力願いたい。

なお、届出票用紙は厚生労働省HPからダウンロードしたのも使用できるが、提出は紙ベースであることにご留意願いたい。

○厚生労働省HP「医師・歯科医師・薬剤師の皆さまに届出のお願い」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/sanshitodokede.html

(3) 年末年始に向けた医療提供体制の確保に係る診療時間等の変更に関する医療法上の取扱いについて

年末年始における医療提供体制の確保に当たっては、直近の新型コロナウイルス感染症の感染状況や例年の季節性インフルエンザの流行動向を踏まえ、一時的に診療時間や診療日を変更することも想定されるが、当該変更については医療法に基づく届出は省略して差し支えない旨厚生労働省から通知があった。この取扱いは、感染症の感染状況および流行動向を踏まえ、診療・検査体制や入院体制を維持確保することの重要性に鑑みたものであることにご留意いただきたい。

- (4) 抗原検査（偽陽性）の扱いについて (総務資料 1) p.1
- (5) 我々が利用できる補助金・補償制度について (総務資料 2) p.6
- (6) 日医かかりつけ医機能研修制度の修了申請について (総務資料 3) p.7
- (7) 令和3年度 湖南広域休日急病診療所 当番医一覧表について (総務資料 4) p.14
守山野洲医師会担当分は未確定。
- (8) 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について (総務資料 5) p.15
医療法人友仁会 友仁山崎病院 彦根市竹ヶ鼻町 80 番地
- (9) 令和2年度東京都医師会産業医前期研修会の開催について (総務資料 6) p.17
- (10) 「医療費控除に関する医療費の明細書添付義務化」周知用ポスターの掲示依頼について (総務資料 7) p.21
- (11) びわこ薬剤師会年末年始休業予定(一覧表)について (総務資料 8) p.23
- (12) 「医療関連サービスマーク認定事業者・施設データブック 2021 年版」の無償提供について ご希望の先生は直接ファックスにて申し込みください。 (総務資料 9) p.28

[在宅医療]

- (1) 令和2年度在宅看取りに関する研修事業「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」の開催について (総務資料 10) p.34
本研修会については、「診療通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等ガイドライン」において、医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師が受けなければならないとされる「法医学等に関する一定の教育」研修を、昨年度より厚生労働省の委託を受けて日本医師会が実施しているものである。詳細については下記 URL よりご確認願いたい。
☆日本医師会ホームページ〈日本医師会から医療関係者の皆様へのお知らせページ〉
http://www.med.or.jp/people/info/doctor_info/009721.html

【学 術 部】

[医療安全]

- (1) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 168 酸素ボンベの開栓の未確認」について
酸素ボンベの開栓を確認せず、患者に酸素を投与していなかった事例が 5 件報告された (集計期間：2016 年 1 月 1 日～2020 年 9 月 30 日)。
ついては、次の事例が発生した医療機関の取り組み等を参考のうえ、自施設に合った取り組みを検討していただきたい。
[事例が発生した医療機関の取り組み]
・酸素ボンベ使用時は、バルブ (元栓) が開いていることを確認してから酸素の流量を調整する。
[取り組みのポイント]
・酸素ボンベ使用時は、①バルブ、②圧力計、③流量設定ダイヤルを確認する。

☆詳細は、日本医療機能評価機構 HP「医療事故情報収集等事業」を参照
<http://www.med-safe.jp/>

【保 険 部】

- (1) **新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 31）**
【日医常任理事通知（保 291）】
（県医師会報令和 3 年 1 月号に掲載予定）
- (2) **疑義解釈資料（その 43・その 45）について**
【日医常任理事通知（保 264）（保 287）】
※インフルエンザウイルス抗原定性、核酸検出、抗原検出関係
（その 43 は県医師会報 12 月号 51 ページに掲載予定）
- (3) **疑義解釈資料（その 44）について**
【日医常任理事通知（保 268）】
※令和 2 年度診療報酬改定に関する Q & A
（県医師会報 12 月号 52～53 ページに掲載予定）
- (4) **検査料の点数の取扱いについて 【日医発第 879 号（保 255）】**
（新たに保険適用が認められた検査 -令和 2 年 11 月 1 日適用-）
（県医師会報 12 月号 53～54 ページに掲載予定）（日医雑誌令和 3 年 1 月号にも掲載予定）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済
<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiyo/>
- (5) **使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について 【日医発第 928 号（保 267）】**
（県医師会報 12 月号 54～56 ページに掲載予定）（詳細は日医雑誌令和 3 年 1 月号を参照）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済
<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/iyaku/>
- (6) **使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について 【日医発第 939 号（保 275）】**
（県医師会報令和 3 年 1 月号に掲載予定）（詳細は日医雑誌令和 3 年 2 月号を参照）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済
- (7) **新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療等の取扱いについて**
【日医常任理事通知（保 261）】
（県医師会報 12 月号 51 ページに掲載予定）
- (8) **新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて 【日医常任理事通知（保 277）】**
（県医師会報 12 月号 52 ページに掲載予定）
- (9) **医療機器の保険適用について（12 月 1 日保険適用分）及び「医療機器の保険適用について」の一部訂正について 【日医発第 956 号（保 282）】【日医事務連絡（保 284）】**
- (10) **材料価格基準の一部改正等について 【日医発第 955 号（保 281）】**
（新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等-令和 2 年 12 月 1 日適用-）

(詳細は日医雑誌令和3年2月号に掲載予定)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済

(11) 年末年始に係る長期投与について

(県医師会報 12月号 57 ページに掲載予定)

- ・長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認められるときは、1回14日分を限度とされている内服薬又は外用薬についても、旅程その他の事情を考慮し、必要最小限の範囲において、1回30日分を限度として投与して差し支えない、とされている
- ・「長期の旅行等特殊の事情」とは①年末年始、②連休（ゴールデンウィークに限る）、③海外への渡航（国内長期旅行は認められない）を指す

(12) 休日加算について

(県医師会報 12月号 72 ページに掲載予定)

- ・休日加算の対象となる休日とは、日曜日及び祝日のほか、1月2日、3日並びに12月29日、30日、31日。但し、当該日を診療日とする保険医療機関では休日加算は算定できない

(13) 予防接種の費用の取扱い、および抗インフルエンザ薬を予防目的で投与する際の留意点について

(県医師会報 12月号 57 ページに掲載予定)

(14) 令和3年度の酸素の購入価格に関する届出について（近畿厚生局滋賀事務所）

(概要は県医師会報 12月号 58 ページに掲載予定)

- ・酸素を使用した診療を行う保険医療機関は、令和3年2月15日(月)までに近畿厚生局滋賀事務所あて提出のこと
- ・近畿厚生局ホームページ (<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/>) の『重要なお知らせ』又は『新着情報』の当該項目のページから様式(エクセル版又はPDF版)をダウンロードして使用

※ 酸素を使用した診療を行う保険医療機関は、当該年の4月1日以降の診療に係る費用の請求に当たって用いる酸素の単価並びにその算出の根拠となった前年の1月から12月までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価及び酸素の容積を、当該年の2月15日までに地方厚生(支)局長に届け出る必要がある。

なお、新規医療機関の指定を受けた場合等においては、随時届け出る必要がある場合があるので、詳しくは近畿厚生局滋賀事務所へ (TEL 077-526-8114)

※ 令和2年中に購入実績がない場合において、令和元年9月30日以前の購入実績により届出を行う場合は、実際に購入した価格に108分の110を乗じて得た額(1円未満の端数は四捨五入)を酸素の購入対価として記載する

※ 酸素の使用がなく、酸素の購入がない場合は提出の必要はない

※ 窒素の購入価格に関する届出の必要はない

(15) 新型コロナウイルス感染症の行政検査におけるPCR検査、抗原検査に係る請求方法について（レセプト記載例を含む）

(県医師会報 12月号 73～83 ページに掲載予定)

〔その他〕

(16) 令和2年度に実施される中医協関係の調査について

【日医常任理事通知(保272)】

- ・中医協においては診療報酬改定結果検証部会の下、令和2年度の診療報酬改定による影響等を検証するための特別調査を実施している(本調査結果は、中医協における次回診療報酬改定の検討の際、医療現場の実態を把握するための重要なデータとなる)
- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、多くの医療機関等がその対応等に伴う影響を受けているため、調査に当たっては今後の状況等も踏まえながら十分に調査対象施設に配慮されることになっている
- ・調査対象施設に対しては、委託業者である「みずほ情報総研株式会社」から直接調査票が送付される

ているが、本調査は強制するものではない。新型コロナウイルス感染拡大の影響や、災害に被災した等の事情により回答が困難な場合には、調査事務局（みずほ情報総研株式会社）へ連絡の上、対応をご検討されるなど、各医療機関の判断でご協力願いたい

(17) オンライン資格確認等システム利用申請の書面での申請受付開始について

－本年12月10日から－ 【日医常任理事通知(保290)(情シ43)】

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

【公衆衛生部】

[地域保健]

(1) 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第4版」について

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」が新たな知見を踏まえて、第4版として更新された旨、厚生労働省より通知があった。今回の改訂では、臨床像や院内感染対策の更新が図られたほか、検査法、薬物療法などに関する新しい知見や行政対応に関する情報が反映されている。

参考：厚生労働省掲載ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00111.html

【小児保健部】

[学校保健]

(1) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2020年12月3日 Ver.5）」について

文部科学省において発行している「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂されたのでご確認願いたい。

参考：文部科学省掲載ページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

4. ホームページ会員向けサイトへの「お知らせ」掲載一覧

- 11/26（木）滋賀県 COVID-19 災害コントロールセンター通信（11月26日～12月24日）
- 11/26（木）新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の入院措置の対象者について
- 11/27（金）令和2年度小児救急診療業務当番日に係る医療機関の変更について（通知）
- 11/28（土）季節性インフルエンザワクチンの接種状況等調査結果について
- 12/1（火）季節性インフルエンザと COVID-19 の検査体制について
- 12/2（水）【滋賀医科大学付属病院】外来診察医予定表 12月
- 12/2（水）【大津赤十字病院】ご紹介患者さま担当医師名一覧表 12月
- 12/4（金）肺炎球菌ワクチンの供給見通しについて（更新情報）
- 12/4（金）PCR 検査を受けられる患者さまへ（更新）
- 12/7（月）【日医発】経口抗真菌剤『イトラコナゾール錠 50「WEEK」』の自主回収（クラス I）について
- 12/8（火）積極的な検査の実施について（依頼）
- 12/11（金）新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する検査機関が情報提供すべき事項の周知および協力依頼について
- 12/14（月）（情報提供）滋賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認(23例目)
- 12/15（火）「新型コロナウイルス感染症（COVID19）診療の手引き・第4版」の周知について
- 12/16（水）びわこ薬剤師会 2020 年年末年始休業予定について
- 12/18（金）予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律等の施行について

12/18（金）新型コロナウイルス感染症に関する自費検査に係る調査への協力について（依頼）

12/18（金）腸管出血性大腸菌感染症多発警報の発令について（本年度4回目の発令）

5. 滋賀県医師会講演会・研修会等のご案内

（総務資料11） p.37

6. 当医師会1月の行事予定表

（総務資料12） p.38

☆☆☆ 医協連絡事項 ☆☆☆

1. 新型コロナウイルス感染症に関する保険のご案内

組合員より新型コロナウイルス感染症に関する保険のお問い合わせをいただいております。特に多くの先生方にご加入いただいております「所得補償保険」については、以下の注意事項がございますのでご確認ください。ご不明な点等ございましたら福祉課までお問い合わせください。

<所得補償保険の主な注意事項>

- 当該保険は「医院の休業補償」ではなく「被保険者自身の疾病・傷害を原因とする、医学的所見（診断書等）に基づく就業不能による被保険者自身の所得喪失」を補償する保険です。
- 行政の指示・命令等による「医院の一時的閉鎖等」は対象となりません。
- 保険契約が初年度契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時より前である時は、保険金のお支払い対象となりません。

2. 所得補償保険および長期障害所得補償保険無事故返戻金のご案内

令和元年度（令和元年10月1日～令和2年10月1日）にご加入いただいております、所得補償保険および長期障害所得補償保険の無事故返戻金を12月18日付でお支払いいたしました。支払対象者の方には、12月初旬にご案内を送付しておりますので、ご不明な点等ございましたら福祉課までお問い合わせください。

3. 医療用品カタログ GoodS 送料無料期間延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響による掲載商品の供給不足のため、5,000円未満のご注文についても当面送料無料としておりました。引き続き3月末日まで送料無料といたしますので、まだカタログのご利用がない医療機関は少量からでもご利用ください。カタログがお手元にはない場合は購買課までご連絡ください。

4. 感染拡大防止等支援事業について

申請期限が令和2年12月28日から令和3年2月28日へ、実績報告期限が令和3年2月26日から令和3年4月9日へ変更されました。年度内の納品が難しい商品もありますが申請期限も延長されましたので、まだ申請をされていない医療機関は購買課までご相談ください。

5. 滋賀県医師協同組合に未加入の先生方はいらっしゃいませんか

当組合へご加入いただくことで様々な組合メリットをご利用いただくことができます。未加入の先生方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください。加入条件は以下のとおりです。

【組合員】

- ① 県内に病院または診療所を有し、自ら診療を行う医師であること。
- ② 県内に医療機関を有して、これを経営する法人であること。

【賛助会員（勤務医部会員）】

- ① 県内の病院、診療所に勤務する勤務医師であること。
- ② 県内に居住する勤務医師であること。

※ 出資金（預り保証金）1万円をお預かりしますが、賦課金・会費等は一切ございません。

事 務 連 絡
令和2年(2020年)11月26日

各診療・検査医療機関の長 様

滋 賀 県 草 津 保 健 所 長

抗原キットの正しい使い方の徹底ならびに発生届の提出に迷われる場合の対応について

平素は、湖南圏域の保健医療福祉行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、今冬の発熱者等への医療提供体制の整備に関しましては、診療・検査医療機関としてご登録いただき、誠にありがとうございます。

さて、標記のことについては、令和2年(2020年)11月13日付け事務連絡にて、県健康医療福祉部医療政策課感染症対策室より、別添写しのとおり通知されているところですので、ご確認いただくとともに、「偽陽性」等、発生届の提出に迷われる場合には、当保健所あてご相談いただきますようよろしくお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

滋賀県草津保健所 地域保健福祉係

TEL 077-562-3534

FAX 077-562-3533

事 務 連 絡
令和2年(2020年)11月13日

一般社団法人滋賀県医師会
各 地 域 医 師 会
一般社団法人滋賀県病院協会 } 御中

滋賀県健康医療福祉部医療政策課感染症対策室

抗原検査キットの正しい使い方の徹底について

平素は、本県の保健医療行政について格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の検査については体制の更なる強化に向けて、国においても抗原検査キットや、唾液による検査、抗原定量検査等の新たな技術を順次導入されてきたところです。特に抗原検査キットについては簡便・迅速な検査が可能であることから、診療所等での活用が進められています。

一方で抗原検査キットでの検査（抗原定性検査）については、実際には感染していないのに「陽性」となる「偽陽性」が疑われるケースが、全国的に報告されているところです。については、抗原検査キットの使用については「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第2版）」や製品の使用上の注意に従い、正しい使い方の徹底についてよろしくをお願いします。また診断に迷う場合は、必要に応じて核酸検査法の結果も含めて総合的に感染の診断を行っていただきますようお願いします。

また貴会会員への周知について、よろしくをお願いします。なお別添写しのとおり、診療・検査医療機関あてお知らせしておりますので、ご承知おきください。

※ 抗原定性検査は、発症2日目から9日目以内の有症状者の確定診断に用いられる。

健康医療福祉部医療政策課感染症対策室
調査・医療対策係
TEL : 077-528-3584
FAX : 077-528-4866
E-mail: coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

(別紙)

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第2版）」一部抜粋

4 検査の解釈や検査精度など

検査法による特性の違いを考慮して、適用する検査法を決めることが必要である。完全な検査法はないが、既知の濃度の陽性対照を複数使用することで信頼性を確保しているリアルタイムPCRを基準として比較すると、現行の抗原定性検査はウイルス量が少ない（遺伝子が100コピー以下程度）検体での検出感度が低いと考えられている。

また抗原定性検査は、検体の粘性が高い場合や小児などに偽陽性が生じることが報告されており、偽陽性や偽陰性を疑う事例について日本感染症学会がアンケート調査を実施し、現状の情報提供を行っている。

遺伝子検査であるLAMP法も、反応によって生じる濁度や蛍光強度を測定する機器では、検体によっては偽陽性が生じる可能性がある。

なお、1回の検査結果が真に陰性であっても感染を否定するものではないため、検査結果を隔離解除等の参考にする場合には慎重であるべきである。

また、個々の検査用キットにより使用方法、臨床成績等の違いがあるので、各製品の添付文書を参照の上、検査精度に留意し実施する。

※ 抗原定性検査における注意点の例示

- ・ 抗原定性検査は、鼻咽頭・鼻腔検体では、発症2日目から用いることができるが、10日目以降で陰性の場合、臨床像から感染を疑う際には必要に応じて核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨される。
- ・ 検査キットごとに特性があるため注意を要する。例えば、検体を採取した綿棒の綿球部分をスクイズチューブで挟んでもみながら綿棒を10回程度回転させる、綿棒をスクイズチューブから取り出したのち5分程度静置、等の注意がある。
- ・ 粘度の高い検体では判定が正しくできないことがあるので注意する必要がある（スクイズチューブ内で綿球のもみほぐしが足りない場合など、抽出操作が不十分な場合などが原因として想定される）。

(別紙)

抗原検査キットの使用上の注意について（メーカー文書一部抜粋）

| 製品名 | 判定上の注意 |
|-------------------|--|
| エスプライン SARS-CoV-2 | <p>1) 反応温度・湿度または検体の種類・性状によって青色のラインの発色時間や発色の強さに差が見られることがありますが、測定結果には影響ありません。</p> <p>2) <u>本試薬は30分で判定を実施してください。但し、30分より前でもレファレンスラインと判定ラインが出現した場合、「陽性」と判定できます。また、30分判定時点では「陰性」でその後「陽性」となった場合は「陰性」と判定してください。</u></p> <p>3) 青色の判定ラインおよびレファレンスラインの一部が欠ける場合がまれにありますが、ラインが認められたと判定してください。</p> <p>4) 判定時に判定部にレファレンスラインに垂直な青色の縦スジが出現する場合がありますが、判定結果には影響がありません。判定基準に従って判定を行ってください。なお、著しい縦スジにより判定部の判定ラインやレファレンスラインの確認が困難な場合は、再検査を行うことをお勧めします。</p> <p>5) 流行状況、臨床症状や他の検査法（ウイルス分離、核酸検査法）の結果から総合的に判断してください。</p> |
| クイックナビ COVID19Ag | <p>1) 検体の採取、取扱い又は輸送が不適切であった場合、正しい検査結果が得られないことがあります。</p> <p>2) 本品は測定原理(イムノクロマト法)の特性等から、所定の15分では反応及び発色は完了せず、以降もわずかに進行・継続します。15分以降にテストラインが出現する場合として下記のようなことが考えられますが、<u>15分を経過したテストデバイスは判定に使用しないでください。</u></p> <p>(1) 検出感度付近の抗原量では、諸条件の変動・影響等によっては、ラインが15分で出現せずに、それ以降の時間経過によって遅れて出現することがあります。</p> <p>(2) 検体の性状等によっては、非特異的反応等の影響により、15分以降の時間経過によってラインが出現することが稀にあります。</p> <p>3) 所定の反応時間15分で陰性と判定されても、必ずしもSARS-CoV-2が存在しないことではありません。</p> <p>4) コントロールライン又はテストラインの一部が欠けたり、色のにじみがある場合、もしくはライン以外に斑点状の発色がある場合でも、“ライン”が確認できれば検査結果は有効としてください。</p> <p>5) コントロールライン及びテストラインは、検体中の抗原量又は検体由来成分によっては濃淡が変化する可能性があります。発色が認められれば検査結果は有効としてください。</p> <p>6) 検体採取量が過剰の場合や検体の粘性が高い等の場合、又は検体中に試料の展開や反応に影響する成分等を含んでいる場合には、コントロールライン及びテストラインの発色が弱い、出現が遅い又は出現しない、もしくは滞留による非特異的反応等が生じて、各ライン位置に、又は2つのラインの間等にライン状の発色が認められることがあります。このような場合、残りの試料全量又は一部を新しい検体浮遊液に加え、希釈した上で再検査〔希釈再検査〕してください。なお、希釈再検査では、検体によっては希釈の度合いにより検出感度を下回る抗原量となって、陰性となる可能性がありますので、結果の解釈には注</p> |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>意してください。</p> <p>7) テストラインの発色の色調は、検体の色調等により変化することがありますが、<u>赤色を含む発色が認められれば検査結果は有効としてください。</u>一方、<u>赤色を含まない色調(例えば灰色)の場合は、検査結果は無効とし、再検査を行ってください。</u></p> <p>8) 試料がメンブレンを移動していく過程で濡れない部分が生じ、一部白く見える部分がありますが、ラインが確認できれば検査結果は有効としてください。</p> <p>9) 本品の測定原理上の特性等や検体の性状等、並びに本品の使用目的及び検査結果の位置づけが SARS-CoV-2 感染の診断の補助であること等を踏まえ、診断は、本品による検査結果のみで行わず、他の検査結果及び臨床症状を考慮して総合的に行ってください。</p> |
| イムノエース SARS-CoV-2 | <p>1) 試料滴下後 15 分で判定部 [T] 及び判定部 [C] の両方に黒色のラインが認められた場合には、陽性と判定できます。試料を滴下してから 15 分経過しても判定部 [T] に黒色のラインが認められない場合には陰性と判定してください。</p> <p>2) <u>本品は 15 分で判定を実施してください。</u>但し 15 分より前でも判定部 [T] 及び [C] の両方にラインが認められた場合には陽性と判定してください。</p> <p>3) <u>判定時間を過ぎたテストプレートは乾燥等により結果が変化する場合がありますので、判定には使用しないでください。</u>なお、試料中の抗原量が少なく、本品の検出限界付近である場合、免疫クロマトグラフ法の特性から、判定時間 15 分以降に判定部 [T] に黒色のラインが出現することがあります。又、検体由来成分に起因する非特異的反応により、判定時間 15 分以降に判定部 [T] に黒色のラインが出現することが稀にあります。</p> <p>最終的な確定診断は、本品による検査結果のみで行わず、他の検査結果及び臨床症状を考慮して総合的に判断してください。</p> <p>4) 判定時間 15 分で陰性と判定されても、SARS-CoV-2 感染を否定するものではありません。</p> <p>5) 操作上の問題、あるいは試薬の品質上の問題により判定部 [C] に黒色のラインが認められない場合があります。別のテストプレートで検査をやり直してください。やり直しても同様の結果であれば、検体要因の影響により判定部 [C] に黒色のラインが認められない場合もありますので、生理食塩水で 2 倍希釈した試料で再検査をお試しくください。</p> <p>6) 抗原量が非常に多い場合には、判定部 [T] に非常に濃いラインが認められ、判定部 [C] にラインが認められないことがあります。このような場合は試料を検体抽出液で希釈して再検査してください。</p> <p>例) 試料の希釈方法：新しい検体抽出液 1 本に対し試料を 3 滴滴下し、十分に混和し試料とする。</p> <p>7) ラインの濃さにムラがあるものや途切れているものもラインとしては有効です。</p> |

※ 最新の情報は厚生労働省ホームページ「コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報」を確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

令和2年12月26日例会資料

我々が利用できる補助金、補償制度について

・補助金関係

| 制度 | 内容 | 申請期限 |
|--|--|--|
| 医療従事者等への慰労金 | 全医療従事者に対して一人5万円給付 | 2020年12月28日 |
| 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金 | 感染拡大防止対策に要する費用 診療所は100万円 | 2021年2月28日 |
| 令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業） | COVID19に関する診療・検査医療機関を対象に、年度末までの診療日数分、想定発熱患者数と実際の発熱受診患者数との差に対して、一人当たり13447円の補助金 | 締切りは10月30日であったが、以降も受け付けるとの事であった 要確認 問合せ先 厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター 0120-336-933 |

・補償制度関係

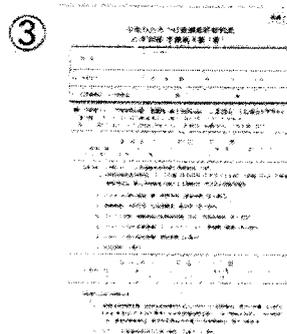
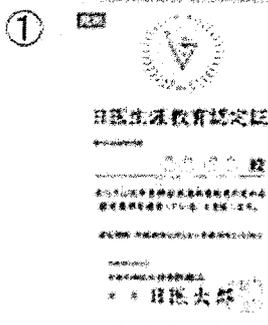
| 制度 | 内容 |
|---------------------------|--|
| 新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度 | 診療所医師、医療従事者、事務職員がCOVID19に感染もしくは濃厚接触者となって一時的な閉院を余儀なくされた際の補償制度 次回締め切りは2021年1月25日 掛け金44000円で 2022年1月1日までの期間補償 12月初めに滋賀県医師会から各医療機関にFaxがあったもの |
| 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度 | 労災に加入している医療機関の従業員がCOVID19に罹患し、4日以上休業した場合20万円給付(労災認定が前提) 次回締め切りは2021年1月25日 滋賀県医師会報11月号に掲載されているもの |



本研修制度を修了した医師の修了申請について

本研修制度の修了申請を行う医師(以下、申請者)は、下記の4点の書類をご用意ください。

- ①日医生涯教育認定証のコピー(修了申請時において認定期間内であるもの。)
- ②【別添1】日医かかりつけ医機能研修制度 修了申請書
- ③【別添2】日医かかりつけ医機能研修制度 応用研修受講報告書
- ④【別添3】日医かかりつけ医機能研修制度 実地研修実施報告書



日医かかりつけ医機能研修制度 実地研修 実施報告書

| | |
|---------|---|
| 1. 氏 名 | (フリガナ) |
| 2. 生年月日 | T S H 年 月 日生 |

■実地研修として本研修制度修了申請時の前3年間に於いて下記項目より2つ以上実施していること。1項目実施につき5単位とし、10単位を取得する。

| 項 目 | 実施の有無 (○を記載)、または具体的内容を記載してください。 |
|--|---------------------------------|
| 1. 学校医・園医、警察業務への協力医 | |
| 2. 健康スポーツ医活動 | |
| 3. 感染症定点観測への協力 | |
| 4. 健康相談、保健指導、行政（保健所）と契約して行っている検診・定期予防接種の実施 | |
| 5. 早朝・休日・夜間・救急診療の実施・協力 | |
| 6. 産業医・地域産業保健センター活動の実施 | |
| 7. 訪問診療の実施 | |
| 8. 家族等のレスパイトケアの実施 | |
| 9. 主治医意見書の記載 | |
| 10. 介護認定審査会への参加 | |
| 11. 退院カンファレンスへの参加 | |
| 12. 地域ケア会議への参加（会議名は地域により異なる） | |
| 13. 医師会、専門医会、自治会、保健所関連の各種委員 | |
| 14. 看護学校等での講義・講演 | |
| 15. 市民を対象とした講座等での講演 | |
| 16. 地域行事（健康展、祭りなど）への医師としての出務 | |

※ その他、「社会的な保健・医療・介護・福祉活動、在宅医療、地域連携活動等」として実施している活動があれば下記に記載してください。

| |
|-----|
| 17. |
| 18. |
| 19. |

【郡市区医師会記入欄】（申請者が医師会会員の場合のみ）

申請者は「社会的な保健・医療・介護・福祉活動、在宅医療、地域連携活動等」として、上記記載の活動を規定の期間内に実施していることを認めます。

医師会名

会長名

令和3(2021)年度 湖南広域休日急病診療所 当番医一覧表

(令和3年4月～令和4年3月)

(令和 年 月 日確定)

【原本】

| 月日 | 曜 | 内科担当医 | | | 月日 | 曜 | 内科担当医 | | | 小児科担当医 | |
|------|-----|---------|---------|---------|-------|-----|---------|---------|---------|---------|--|
| | | 10時～14時 | 14時～18時 | 10時～16時 | | | 10時～14時 | 14時～18時 | 10時～16時 | 10時～16時 | |
| 4/4 | (日) | 内田 康和 | 山本 拓実 | 吉岡 誠一郎 | 10/3 | (日) | 内田 和則 | 岸本 拓磨 | 宇都宮 琢史 | | |
| 4/11 | (日) | 西 高弘 | 柴田 修行 | 山本 尚 | 10/10 | (日) | 畑 和憲 | 南 喜幸 | 服部 政憲 | | |
| 4/18 | (日) | 廣谷 秀一 | 岡田 貴司 | 藤澤 大輔 | 10/17 | (日) | 岡 敦子 | 稗田 弘一 | 松川 誠司 | | |
| 4/25 | (日) | 金井 俊平 | 鈴木 雅之 | 植松 潤治 | 10/24 | (日) | 中野 克哉 | 澤田 正史 | 佐藤 恒 | | |
| 4/29 | 木・祝 | 増田 江利子 | 白井 博志 | 問山 健太郎 | 10/31 | (日) | 杉山 健二 | 小林 昌明 | 熊田 知浩 | | |
| 5/2 | (日) | 衛藤 信之 | 関川 修司 | 松川 誠司 | 11/3 | 水・祝 | 後藤 秀夫 | 津田 透 | 宗村 純平 | | |
| 5/3 | 月・祝 | 下郷 司 | 久永 卓 | 宇野 正章 | 11/7 | (日) | 片岡 晃 | 遠藤 繁 | 福井 徹哉 | | |
| 5/4 | 火・祝 | 野村 哲 | 遠藤 繁 | 熊田 知浩 | 11/14 | (日) | 増田 卓也 | 松本 啓一 | 西藤 成雄 | | |
| 5/5 | 水・祝 | 中野 克哉 | 尾柳 知佐子 | 福井 徹哉 | 11/21 | (日) | 白井 博志 | 大橋 誠治 | 橋本 和廣 | | |
| 5/9 | (日) | 戸成 智子 | 遠藤 衛 | 問山 健太郎 | 11/23 | 火・祝 | 光田 憲彦 | 尾松 操 | 宇野 正章 | | |
| 5/16 | (日) | 福原 武久 | 衛藤 信之 | 立入 利晴 | 11/28 | (日) | 山本 拓実 | 内田 康和 | 吉岡 誠一郎 | | |
| 5/23 | (日) | 山本 敏夫 | 大槻 鉄郎 | 白波瀬 互 | 12/5 | (日) | 柴田 修行 | 戸成 智子 | 山本 尚 | | |
| 5/30 | (日) | 甲原 一郎 | 浅野 信行 | 谷村 剛 | 12/12 | (日) | 岡田 貴司 | 廣谷 秀一 | 藤澤 大輔 | | |
| 6/6 | (日) | 松村 憲一 | 馬場 史道 | 上田 達哉 | 12/19 | (日) | 鈴木 雅之 | 金井 俊平 | 植松 潤治 | | |
| 6/13 | (日) | 加藤 誠 | 山地 尚 | 笠井 康史 | 12/26 | (日) | 遠藤 衛 | 西 高弘 | 問山 健太郎 | | |
| 6/20 | (日) | 高田 宏和 | 中嶋 康彦 | 松川 誠司 | 12/29 | 水・休 | 稗田 弘一 | 甲原 一郎 | 熊田 知浩 | 白波瀬 互 | |
| 6/27 | (日) | 久永 卓 | 井上 佐知子 | 佐藤 恒 | 12/30 | 木・休 | 廣谷 秀一 | 加藤 誠 | 谷村 剛 | 山本 尚 | |
| 7/4 | (日) | 和田 厚幸 | 尾柳 知佐子 | 熊田 知浩 | 12/31 | 金・休 | 光田 憲彦 | 内田 康和 | 植松 潤治 | 橋本 和廣 | |
| 7/11 | (日) | 福田 正悟 | 木築 野百合 | 宗村 純平 | 1/1 | 土・祝 | 津田 透 | 岡田 貴司 | 吉岡 誠一郎 | 立入 利晴 | |
| 7/18 | (日) | 藤井 応理 | 堀出 直樹 | 福井 徹哉 | 1/2 | 日・休 | 金井 俊平 | 大橋 誠治 | 上田 達哉 | 藤澤 大輔 | |
| 7/22 | 木・祝 | 浅井 清 | 樋上 雅一 | 西藤 成雄 | 1/3 | 月・休 | 吉川 明 | 戸成 智子 | 宗村 純平 | 松川 誠司 | |
| 7/23 | 金・祝 | 藤本 浩 | 加藤 洋一 | 橋本 和廣 | 1/9 | (日) | 衛藤 信之 | 福原 武久 | 立入 利晴 | 白波瀬 互 | |
| 7/25 | (日) | 久永 智子 | 本田 亘 | 宇野 正章 | 1/10 | 月・祝 | 大槻 鉄郎 | 山本 敏夫 | 谷村 剛 | 上田 達哉 | |
| 8/1 | (日) | 野村 哲 | 伊藤 誠 | 宇都宮 琢史 | 1/16 | (日) | 浅野 信行 | 甲原 一郎 | 笠井 康史 | 松川 誠司 | |
| 8/8 | (日) | 坂井 伸好 | 吉川 明 | 服部 政憲 | 1/23 | (日) | 山地 尚 | 馬場 史道 | 佐藤 恒 | 熊田 知浩 | |
| 8/9 | 月・祝 | 吉崎 健 | 小熊 哲也 | 吉岡 誠一郎 | 1/30 | (日) | 中嶋 康彦 | 加藤 誠 | 宗村 純平 | 福井 徹哉 | |
| 8/15 | (日) | 川人 浩之 | 矢間 博貴 | 山本 尚 | 2/6 | (日) | 井上 佐知子 | 高田 宏和 | 西藤 成雄 | 橋本 和廣 | |
| 8/22 | (日) | 奥田 浩人 | 増田 江利子 | 藤澤 大輔 | 2/11 | 金・祝 | 尾柳 知佐子 | 久永 卓 | 宇野 正章 | 吉岡 誠一郎 | |
| 8/29 | (日) | 五十嵐 知之 | 下郷 司 | 植松 潤治 | 2/13 | (日) | 木築 野百合 | 福田 正悟 | 山本 尚 | 藤澤 大輔 | |
| 9/5 | (日) | 関川 修司 | 山本 卓 | 問山 健太郎 | 2/20 | (日) | 樋上 雅一 | 堀出 直樹 | 植松 潤治 | 問山 健太郎 | |
| 9/12 | (日) | 許 永勝 | 佐竹 弘 | 立入 利晴 | 2/23 | 水・祝 | 加藤 洋一 | 浅井 清 | 立入 利晴 | 白波瀬 互 | |
| 9/19 | (日) | 田中 久貴 | 岡森 博史 | 白波瀬 互 | 2/27 | (日) | 本田 亘 | 藤本 浩 | 谷村 剛 | 上田 達哉 | |
| 9/20 | 月・祝 | 新木 真一 | 橋本 賢治 | 谷村 剛 | 3/6 | (日) | 伊藤 誠 | 久永 智子 | 笠井 康史 | | |
| 9/23 | 木・祝 | 千菊 敦士 | 河崎 千尋 | 上田 達哉 | 3/13 | (日) | 吉川 明 | 野村 哲 | 松川 誠司 | | |
| 9/26 | (日) | 佐伯 満男 | 廣川 隆一 | 笠井 康史 | 3/20 | (日) | 小熊 哲也 | 坂井 伸好 | 佐藤 恒 | | |
| | | | | | 3/21 | 月・祝 | 矢間 博貴 | 吉崎 健 | 熊田 知浩 | | |
| | | | | | 3/27 | (日) | 奥田 浩人 | 川人 浩之 | 宗村 純平 | | |

※18時～22時の内科担当は、済生会滋賀県病院の先生が担当します。

※16時～22時の小児科担当は、滋賀医科大学小児科医の先生が担当します。

※令和3年4月29日～5月5日・令和3年12月29日～令和4年1月3日の当番はゴールデンウィーク・年末年始当番表による。

※都合の悪い場合は、各自で調整をお願いします。調整できない場合は、下記の先生まで連絡してください。

(内科医) 草津栗東地区…中嶋 康彦 守山野洲地区…衛藤 信之

(小児科医) 草津栗東地区…白波瀬 互 守山野洲地区…松川 誠司

滋 医 政 第 1 7 0 2 号
令和 2 年 (2020 年) 12 月 18 日

一般社団法人滋賀県医師会長
一般社団法人滋賀県病院協会
各 地 域 医 師 会 長
各 消 防 本 部 (局) 消 防 (局) 長
大 津 市 保 健 所 長
各 保 健 所 長
防 災 危 機 管 理 局 長

様

滋賀県健康医療福祉部長
(公 印 省 略)

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について (通知)

このことについて、下記の医療機関が別添のとおり救急病院として告示されましたので通知します。

記

医療法人友仁会 友仁山崎病院
彦根市竹ヶ鼻町 80 番地

付 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の栄養士法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第524号

令和2年滋賀県告示第388号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者および当該森林に関し登記した権利を有する者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を甲賀市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 甲賀市甲南町杉谷字岩尾3775-578、3775-587、3775-605、3775-617、3775-618、3775-687、3775-690
- 2 通知の内容の要旨 令和2年滋賀県告示第388号のとおり

滋賀県告示第525号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

| 医療機関の名称 | 開設者 | 所在地 | 認定期限 |
|---------------|---------|-------------|-----------|
| 医療法人友仁会友仁山崎病院 | 医療法人友仁会 | 彦根市竹ヶ鼻町80番地 | 令和5.12.31 |

滋賀県告示第526号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和2年12月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

| 名 称 | 所 在 地 | 医療の種類 | 医師等の氏名 | 指定年月日 |
|-----------------------|----------------|--------|-----------|----------|
| 医療法人くまだキッズ・ファミリークリニック | 守山市金森町454番4 | 病院・診療所 | 熊 田 知 浩 | 令和2.11.1 |
| けんしん薬局 | 甲賀市水口町松栄3-24 | 薬局 | 枡 本 紘 嗣 | 令和2.11.1 |
| ふれあい薬局・みやし | 長浜市宮司町1086-3 | 薬局 | 澤 村 美 貴 子 | 令和2.11.1 |
| アイガー薬局 | 大津市御殿浜22-20 | 薬局 | 伊 東 かおる | 令和2.12.1 |
| 医療法人央友会光吉医院 | 大津市浜大津二丁目2番2号 | 病院・診療所 | 光 吉 出 | 令和2.12.1 |
| 佐 繕 | 大津市高砂町26番65号 | 訪問看護 | — | 令和2.12.1 |
| よつばリーフ訪問看護ステーション | 草津市野路東二丁目4番10号 | 訪問看護 | — | 令和2.12.1 |
| ヤマグチ薬局内保店 | 長浜市内保町740-5 | 薬局 | 大 野 善 則 | 令和2.12.1 |

滋賀県告示第527号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支



東都医発第2399号
令和2年11月25日

道府県医師会長 様
郡市区医師会長 様

公益社団法人
東京都医師会
会長 尾崎 治夫
(公 印 省 略)

令和2年度東京都医師会産業医前期研修会の開催について

平素より、本会が実施いたします各種事業につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会ではこれから認定産業医を希望する医師を対象とした産業医前期研修会を下記のとおり開催することになりました。

つきましては、ご多用中のところ誠に恐縮でございますが、標記研修会の受講者を募集いたしますので、日本医師会認定産業医を希望される貴会管下会員へのご周知方、ご配慮賜りますようお願いいたします。

記

1. 開催日時 : 令和3年3月13日(土) 13:20~19:40
3月14日(日) 9:00~18:15
2. 開催場所 : 日本医師会館(東京都文京区本駒込2-28-16)
3. 研修単位 : 基礎研修(前期) 14単位
(注: 認定産業医は研修単位となりません)
4. 受講料 : 道府県医師会員 20,000円
非会員 30,000円
5. 申込み方法 : 研修会申込書を用いて申込み。

※研修会要項、申込み方法の詳細、プログラム等は東京都医師会ホームページ「産業医情報」よりご確認ください。

【東京都医師会】<http://www.tokyo.med.or.jp/>

以上

令和2年度東京都医師会産業医前期研修会プログラム

| 第1日目 令和3年3月13日(土) | | |
|----------------------|---|--|
| 時間 | 内 容 | 講 師 |
| 13:20~13:30 | 挨拶 | 東京都医師会 理事 天 木 聡 |
| 13:30~14:30 (1時間) | 1. 総論 (CC:0) (1単位) 「産業医の職務」 | 東京都医師会 理事 天 木 聡 |
| 14:30~15:30 (1時間) | 2. 産業医活動の実際 (CC:0) (1単位) 「嘱託産業医を中心に」 | 東京都医師会産業保健委員会 委員 目 澤 朗 憲 |
| 15:30~16:30 (1時間) | 3. 有害業務管理 (CC:17) (1単位) 「粉塵・石綿取扱従事者の健康管理」 | 東京都医師会産業保健委員会 副委員長 寺 田 勇 人 |
| 16:30~16:40 | 《休 憩》 | |
| 16:40~17:40 (1時間) | 4. 健康管理 (CC:8) (1単位) 「職場の感染症対策」 | 東京医科大学病院渡航者医療センター 教授 濱 田 篤 郎 |
| 17:40~18:40 (1時間) | 5. 作業管理 (CC:0) (1単位) 「気軽にできる作業管理の進め方」 | 東京都医師会産業保健委員会 委員 山 本 健 也 |
| 18:40~19:40 (1時間) | 6. メンタルヘルス対策(CC:70) (1単位) 「メンタル不調による休職者への対応(リワークプログラムの効果)」 | メディカルケア大手町ノ虎ノ門 一般社団法人東京リワーク研究所所長 五十嵐 良 雄 |

| 第2日目 令和3年3月14日(日) | | |
|----------------------|---|-------------------------------------|
| 時間 | 内 容 | 講 師 |
| 9:00~10:00 (1時間) | 1. 作業環境管理 (CC:31) (1単位) 「建設現場における熱中症対策について」 | 東京都医師会産業保健委員会 委員 須 賀 田 元 彦 |
| 10:00~11:00 (1時間) | 2. 総論 (CC:6) (1単位) 「労働安全衛生法の概要と最近の労働衛生行政の動向」 | 東京産業保健総合支援センター 副所長 後 藤 克 巳 |
| 11:00~12:00 (1時間) | 3. 作業管理 (CC:0) (1単位) 「過重労働 -その問題点と対策について-」 | 東京都医師会産業保健委員会 委員 中 川 陽 之 |
| 12:00~13:00 | 《昼 食》 | |
| 13:00~14:00 (1時間) | 4. 健康保持増進 (CC:0) (1単位) 「産業医の仕事の進め方」 | 産業医科大学 産業衛生教授 浜 口 伝 博 |
| 14:00~15:00 (1時間) | 5. 作業環境管理 (CC:46) (1単位) 「職場での受動喫煙防止対策～コロナ禍での喫煙対策～」 | 東京都医師会タバコ対策委員会 アドバイザー 村 松 弘 康 |
| 15:00~15:15 | 《休 憩》 | |
| 15:15~16:15 (1時間) | 6. 有害業務管理 (CC:17) (1単位) 「有害業務管理の基本と産業医の役割」 | 慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学 専任講師 中 野 真 規 子 |
| 16:15~17:15 (1時間) | 7. 健康管理 (CC:11) (1単位) 「治療と仕事の両立支援とは」 | 独立行政法人労働者健康安全機構本部 理事 大 西 洋 英 |
| 17:15~18:15 (1時間) | 8. 産業医活動の実際 (CC:0) (1単位) 「職場を知ること(産業医と職場巡視)」 | 東京都医師会産業保健委員会 委員長 上 田 晃 |

※CC:日本医師会生涯教育制度単位カリキュラムコード

令和２年度東京都医師会 産業医前期研修会開催要項

1. 目的 本研修会は、産業医の資質の向上と地域保健活動の一環である産業保健活動の振興をはかることを目的とする。
2. 研修内容 産業医を希望する医師及び現在産業医として活動しているが産業医研修は未修了の医師を対象に、産業医の資格・職務・権限等の産業医制度、労働衛生に関する法令、事業場における労働衛生管理体制、健康管理・作業管理・作業環境管理の基礎等、産業医として必要な基礎知識を付与するための研修とする。
3. 主催 東京都医師会
4. 日時 令和３年３月１３日（土） １３時２０分～１９時４０分
３月１４日（日） ９時００分～１８時１５分
5. 会場 日本医師会館・大講堂
文京区本駒込２－２８－１６ TEL ０３－３９４６－２１２１
6. 募集定員 ２００名
7. 受講資格 産業医を希望する医師、及び現在産業医として活動しているが産業医研修は未修了の医師。
8. 研修単位 基礎研修〔前期研修１４単位〕
（既に「認定産業医」として登録されている医師は、この研修を受講しても研修単位とはなりません。）
9. 受講料 (1) 東京都医師会員 １名 １０,０００円（資料代を含む）
(2) 道府県医師会員 １名 ２０,０００円（資料代を含む）
(3) 非医師会員 １名 ３０,０００円（資料代を含む）
（なお、受講料は当日欠席されても返金はいたしません。）
10. 受付期間 令和２年１２月１日（火）から
令和３年 ２月１日（月）まで（ただし定員となり次第締切）

11. 申込方法

研修申込システムにて申込をお願いします。

受講を希望される場合は、次のURLより手続きしてください。

【URL】 <https://study.tokyo.med.or.jp/publish/>

① 個人申込の場合

（研修申込システム利用者マニュアル参照）

② 地区医師会取りまとめの場合

（研修申込システム地区取りまとめ者マニュアル参照）

マニュアルはいずれも地区宛文書管理システム内にあります。

※募集定員を超えた場合は、研修申込システムへの入力ができない場合がございます。

☆研修申込システム☆

※下記QRコードより【研修申込システム】へ繋がります。



12. 当日受付

研修申込システムより発行される受講証（バーコード）をご持参ください。本人確認が取れ次第、単位引換券をお渡しいたします。

13. 留意事項

- （1） 講義出席の確認ができないと修了証明できません。ご来場の際、お帰りの際、講義中に退席される際は必ず受付にお立ち寄りください。
- （2） 車でのご来場は、ご遠慮ください。
- （3） 研修会両日の昼食は、ご用意しておりません。
- （4） 研修会開催中、受講者の呼び出しはできませんので、ご了承ください。

○なお、ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

〒101-8328

東京都千代田区神田駿河台2-5

東京都医師会 医療支援課

TEL 03-3294-8821

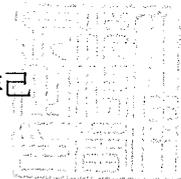
令和2年12月2日

草津栗東医師会

会長 中嶋 康彦 様

大津税務署長

青口 洋己



「医療費控除に関する医療費の明細書添付義務化」周知用ポスターの掲示依頼について

初冬の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、税務行政につきまして格別の御協力を賜り暑くお礼申し上げます。

さて、平成29年分の確定申告から医療費控除に関する領収書の提出に代わり、「医療費控除の明細書」の添付が必要となったことから、税制改正に対する理解を深めていただきたく、広く情報の提供に努めているところです。

つきましては、ポスターを送付いたしますので、下記のとおり掲示いただきますよう、御協力よろしくお願ひ申し上げます。

記

- 1 送付枚数 160 枚
- 2 掲示場所 診察待合室等
- 3 掲示期間 令和3年3月15日(月)まで

問い合わせ先

大津税務署

税務広報広聴官 高垣・坂野

☎077-524-1111 (内線120・121)

税務署からのお知らせ

医療費控除には領収書の代わりに

「医療費控除の明細書」

の添付が必要です！

ポイント

※ 令和2年分の確定申告から、医療費の領収書を確定申告書に添付又は提示して医療費控除の適用を受ける経過措置は終了しています。

※ 医療費の領収書は提出せず、自宅で5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 医療費通知を添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分にマスキング処理(番号等が復元できない程度に黒マジックなどで塗り潰すこと)をお願いします。

- ・ 医療費を受けた人
- ・ 病院・薬局
ごとに医療費を合計して
記載願います。

| 令和 年分 医療費控除の明細書 | | | | |
|--|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| ※この欄を受付ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。 | | | | |
| 住所 | | 氏名 国税 太郎 | | |
| 1 医療費通知に関する事項 | | | | |
| 医療費通知が添付される場合、右の1～3を記入します。 | | | | |
| 1 医療費通知の発行元 | 2 この通知の発行元が医療費通知を発行した日 | 3 この通知の発行元が医療費通知を発行した場所 | 4 この通知の発行元が医療費通知を発行した金額 | 5 この通知の発行元が医療費通知を発行した内容 |
| □ | □ | □ | □ | □ |
| 2 医療費(上記1以外)の明細 | | | | |
| 医療費を受けた方の住所、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。 | | | | |
| 1 医療費を受けた方の氏名 | 2 病院・薬局などの支払先の名称 | 3 医療費の区分 | 4 支払った医療費の額 | 5 このうち生計維持に必要な医療費の額 |
| □ | □ | □ | □ | □ |

申告書の作成・送信は

自宅で

国税庁ホームページから！

確定申告

www.keisan.nta.go.jp



今年の確定申告は
感染防止の観点からも
ぜひご自宅から！

スマホ申告が便利です！

- 待ち時間もなく、自宅でゆっくり作成できます。
- 画面の案内に従って金額を入力するだけで作成できます。
- 確定申告期間中は、土日祝日も含めて24時間利用可能！

スマホはこちらから



詳しくは、「国税庁ホームページ」をご覧ください！

| 草津市 | | 26(土) | 27(日) | 28(月) | 29(火) | 30(水) | 31(木) | 1/1(金) | 2(土) | 3(日) | 備考 |
|--------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|------|------|---|
| アイ薬局 | ○ | × | ○ | 9-13 | × | × | × | × | × | × | 12/26.28.29日FAX不可 |
| アイセイ薬局 南草津店 | ○ | × | ○ | ○ | 9-13 | × | × | × | × | × | 1/4(月)5(火)臨時休業 12/27.1/5FAX可 12/31-1/4日FAX不可 |
| あおぞら調剤薬局 大路店 | ○ | × | 午前中のみ | × | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 12/27.1/4日FAX可 12/28-1/3日FAX不可 |
| あおぞら調剤薬局 上笠店 | ○ | × | ○ | 9-12 | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 12/29-1/3日FAX不可 |
| あすなる薬局 | ○ | × | 9-17 | × | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)9-17開局 12/27・29-1/3日FAX不可 |
| イオン薬局 草津店 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| うさぎ調剤薬局 南草津店 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | × | 12/29-1/3日FAX不可 |
| エリー薬局 南草津店 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 12/29-1/4日FAX不可 |
| 追分ロプラス薬局 | ○ | × | ○ | 9-13 | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 |
| 会営薬局 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | × | |
| 川原調剤薬局 | ○ | × | ○ | ○ | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)5(火)臨時休業 12/29-1/5日FAX不可 |
| 草津ハート薬局 | | | | | | | | | | | |
| 高寿薬局 | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 12/28日FAX可 12/26.27.29-1/4日FAX不可 |
| こまいざわ薬局 | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 12/26-1/3日FAX不可 |
| さち薬局 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | × | |
| さわだ薬局 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | × | 12/29-1/3日FAX不可 |
| 調剤薬局しづ | ○ | × | ○ | ○ | × | × | × | × | × | × | 12/27.29-1/3日FAX不可 |
| スギ薬局 草津店 | ○ | × | ○ | 9-17 | × | × | × | × | × | × | 12/27日FAX可 12/29-1/3日FAX不可 |
| スズキ調剤薬局 南草津店 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | × | 1/1-3日1/4以降受取ならFAX可 |

| 草津市 | | 26(土) | 27(日) | 28(月) | 29(火) | 30(水) | 31(木) | 1/1(金) | 2(土) | 3(日) | 備考 |
|----------------|------|-------|---------|---------|------------------|-------|-------|--------|------|------|---|
| つくし薬局 玉川店 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | × | 12/27.29-1/3日FAX不可 |
| ティエス調剤薬局 草津駅前店 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 12/27.29-1/3日FAX不可 |
| ティエス調剤薬局 野路店 | ○ | × | ○ | ○ | × | × | × | × | × | × | 12/27日FAX可 12/30-1/3日FAX不可 |
| ティエス調剤薬局 野村店 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | × | 12/26-28日FAX可 12/29-1/3日FAX不可 |
| ティエス調剤薬局 南草津店 | ○ | × | ○ | ○ | 8:45-13 16-19 | × | × | × | × | × | 12/27日FAX可 12/31-1/3日FAX不可 |
| ティエス調剤薬局 矢橋店 | ○ | × | ○ | ○ | × | × | × | × | × | × | 12/27.30-1/3日FAX不可 |
| ドリーム薬局 南草津店 | ○ | × | ○ | 8:45-17 | × | × | × | × | × | × | 12/27.30-1/3日FAX不可 |
| 中山メディカル薬局 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | × | 12/26-1/3日FAX不可 |
| なの花薬局 草津野村店 | ○ | × | ○ | ○ | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 12/30-1/1日FAX不可 |
| 日本調剤草津薬局 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 12/29-1/1日FAX不可 1/2-4日FAX可(対 応は5日以降可能) |
| 日本調剤滋賀医大前薬局 | 9-13 | × | ○ | × | × | × | × | × | × | × | 12/26(AMのみ)28日FAX可 12/27.29-1/3 日FAX不可 |
| のぞみ薬局 東矢倉店 | ○ | × | ○ | ○ | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)5(火)6(水)臨時休業 12/30-1/2日FAX不可 1/4-6日FAX可 |
| ハト薬局 | | | | | | | | | | | |
| ハーモニー薬局 追分店 | ○ | × | ○ | ○ | 9-13 | × | × | × | × | × | 12/27.31-1/3日FAX可 |
| ハーモニー薬局 かがやき店 | ○ | × | ○ | 9-15 | × | × | × | × | × | × | 1/4日9-15営業 12/27.30-1/1-3日FAX可 |
| ハーモニー薬局 草津店 | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 12/27-1/3日FAX不可 |
| パスカル薬局 | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 12/27-1/3日FAX不可 1/4FAX可(5日以降 の受取のみ) |
| 阪神調剤薬局草津総合病院前店 | ○ | × | ○ | ○ | × | × | × | × | × | × | 12/27.30-1/3日FAX不可 |
| ひだまり薬局 | ○ | × | 9:30-18 | × | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)9:30-18:00開局 12/26-1/3日FAX可 臨時の場合以外開局 時に対応 |

| 草 津 市 | | 26(土) | 27(日) | 28(月) | 29(火) | 30(水) | 31(木) | 1/1(金) | 2(土) | 3(日) | 備考 |
|-------|----------------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|--------|------|------|--|
| | フジ薬局 | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × | 12/26-1/3日FAX不可 |
| | プラス薬局 | ○ | × | ○ | ○ | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 12/27.30-1/4日FAX可(受信のみ) |
| | ふれあいハート薬局 | 9-12:30 | × | 9-12:30 | × | × | × | × | × | × | 12/27-1/3日FAX不可 |
| | フロンティア薬局 滋賀医大店 | × | × | ○ | × | × | × | × | × | × | |
| | みどり薬局 草津店 | ○ | × | ○ | ○ | × | × | × | × | × | |
| | 南笠薬局 | ○ | × | ○ | ○ | × | × | × | × | × | 12/30-1/3日FAX不可 |
| | 南草津プラス薬局 | ○ | × | 9-17 | × | × | × | × | × | × | 12/29-1/3日受信のみFAX可 1/4以降対応 |
| | みやもと薬局 草津店 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | 12/29-31日FAX不可 1/1-3日FAX可(対応は4日) |
| | ムラセ薬局 南草津店 | ○ | × | ○ | ○ | × | × | × | × | × | 12/27.30-1/3日FAX不可 |
| | もも薬局 穴村店 | ○ | × | ○ | ○ | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 12/30-1/3日FAX不可 1/4日FAX可(1/5以降対応) |
| | ユタカ薬局 西草津 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | 12/29-1/3日FAX不可 |
| | ユタカ薬局 南草津Ⅱ | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | 12/26.28日FAX可 12/27.29-1/3日FAX不可 |
| | リブラ薬局 | ○ | × | ○ | ○ | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 12/27.29.1/3-4FAX可 12/30-1/2日FAX不可 |
| | リブラ薬局 大路店 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | 12/27.29-1/3日FAX不可 |
| | 吉井薬局 南草津店 | ○ | × | ○ | ○ | × | × | × | × | × | 1/4(月)5(火) 6(水)臨時休業 12/30-1/6日FAX不可 |

| 栗 東 市 | | 26(土) | 27(日) | 28(月) | 29(火) | 30(水) | 31(木) | 1/1(金) | 2(土) | 3(日) | 備考 |
|-------|-------------------|-------|-------|-------|---------|---------|---------|--------|------|------|---|
| | アポロ薬局 | ○ | × | ○ | 9-13:30 | × | × | × | × | × | 12/30-1/3日FAX不可 |
| | オードリー薬局 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 12/26AM.28日FAX可 12/27.29-1/4日FAX不可 |
| | 金太郎薬局 栗東店 | ○ | × | ○ | 9-12:30 | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 12/26-29.1/4日FAX可 |
| | クオール薬局 こびらい店 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | 12/27-1/3日FAX可 ただし期限が1/4以降処方箋でお渡しは 1/4となります |
| | クスリのアオキ目川薬局 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | |
| | クスリのアオキ霊仙寺薬局 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | |
| | スギ薬局 栗東ひがし店 | × | × | ○ | × | × | × | × | × | × | 12/29-1/3日FAX不可 |
| | スズキ調剤薬局 大宝店 | ○ | × | 9-19 | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)5(火)臨時休業 12/27.29-1/5日FAX不可 |
| | スズキ薬局 栗東店 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 1/4日のみFAX可 |
| | スズキ調剤薬局 栗東駅前店 | ○ | × | ○ | 9-12 | × | × | × | × | × | 12/29-31日FAX不可 |
| | スマイル薬局 小柿店 | ○ | ○ | ○ | 8:30-13 | 8:30-13 | 8:30-13 | × | × | × | 1/1-3日FAX不可 |
| | 調剤薬局ツルハツラッグ栗東安養寺店 | | | | | | | | | | |
| | 調剤薬局ひかり | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 12/27.1/4日FAX可 12/29-1/3日FAX不可 |
| | つなぐ薬局 栗東店 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 12/28-1/3日FAX不可 1/4日FAX可(開 局してからお渡し) |
| | つばさ薬局 中沢店 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 12/28-1/3日FAX不 可 12/26.27.1/4日FAX可 |
| | ドリーム薬局 手原店 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | 12/27.29-1/3日FAX不可 |
| | どんぐり薬局 安養寺店 | 9-12 | × | ○ | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 |
| | なの花薬局 栗東大宝店 | ○ | × | ○ | 8:30-18 | × | × | × | × | × | |
| | はな薬局 栗東店 | ○ | × | 9-17 | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 |

| 栗 東 市 | | 26(土) | 27(日) | 28(月) | 29(火) | 30(水) | 31(木) | 1/1(金) | 2(土) | 3(日) | 備考 |
|-------|--------------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|--------|------|------|---|
| | にこ薬局 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 12/29-1/4日FAX不可 |
| | 阪神調剤薬局 栗東店 | × | × | ○ | × | × | × | × | × | × | 12/26.27.29-1/3日FAX不可 |
| | ふれあい薬局 栗東 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | 12/27.29-1/3日FAX不可 |
| | 凡凡薬局 東店 | ○ | × | ○ | ○ | × | × | × | × | × | 1/4(月)5(火)臨時休業 12/30-1/3日 FAX不可 12/26-29.1/4.5日FAX可 12/27は12/28 以降のお渡し 1/4.5は1/6 10:00からの お渡し |
| | 凡凡薬局 御園店 | ○ | × | 9-12:30 | × | × | × | × | × | × | 12/27.29-1/3日FAX不可 |
| | マロン薬局 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | |
| | みのり薬局 | ○ | × | ○ | 9-13 | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 12/30-1/1日FAX不 可 1/2-4日FAX可 ただし、処方箋有効期限 内の受取に限る |
| | ミント薬局 栗東店 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 12/27.29-1/3日FAX不可 |
| | やよい調剤薬局 | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × | 1/4(月)臨時休業 12/27-1/4日FAX不可 |
| | 栗東シンザン像前調剤薬局 | 9-12 | × | ○ | × | × | × | × | × | × | 12/27.29-1/3日FAX不可 |



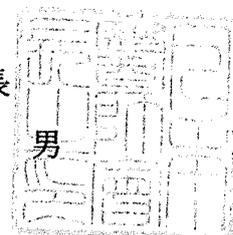
日医発第 925 号 (地 412)

令和 2 年 1 2 月 1 1 日

郡市区医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会長

中 川 俊 男



「医療関連サービスマーク認定事業者・施設データブック 2021 年版」
の送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、一般財団法人医療関連サービス振興会において、「医療関連サービスマーク認定事業者・施設データブック 2021 年版」が作成されました。

本データブックは、同振興会が、医療関連サービスの提供と普及を図るため、医療関連サービスマークを認定した事業者および施設の情報、参考法令等を一冊にまとめたものです。貴会用に 1 部と医療関連サービス振興会が行っている「医療関連サービス NAVI」のパンフレットを併せて貴会宛にお送りいたします。

また、同振興会では、医療関連サービスマーク制度の認知度向上のため、ご希望の会員には本データブックを個別に無償で配布する取組を進めたいとのことですので、無償贈呈の案内状を同封いたしました。

つきましては、貴会におかれましても、本件に関してご了知いただきますとともに、貴会管下及び関係医療機関への周知方につき、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和2年12月

郡市区医師会 御中

一般財団法人医療関連サービス振興会

事務局長 大島 宏一

「医療関連サービスマーク認定事業者・施設データブック2021年版」の
貴会会員医師への無償贈呈について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当会業務運営につきましては、日頃より格別のご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

さて、当会では、毎年1回、認定事業者・施設をまとめた「医療関連サービスマーク認定事業者・施設データブック（以下「データブック」という）」を発刊しておりますが、このたび令和2年10月現在の認定状況を、データブック2021年版として発刊致しました。

貴会には1冊無償で贈呈させていただきますが、貴会会員の先生方で、ご希望の方にも無償で贈呈させていただきます。

無償贈呈の取組みにご協力いただける場合は誠にお手数ですが、添付の医師会員様宛のご案内書および請求書を会員の先生方に配付させていただきますようお願い申し上げます。

追加の部数が必要な場合は、下記までFAXにて「貴医師会名とご担当者名、追加部数『データブック無償贈呈案内書の追加を○部希望』とご記入の上、ご連絡ください。

これからも医療関連サービスマーク制度の概要や認定事業者情報、参考法令等を掲載したデータブックをご活用いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

| |
|---|
| 一般財団法人 医療関連サービス振興会 事務局 データブック担当：岸井 TEL 03-3238-1863 FAX 03-3238-1865 ホームページ https://ikss.net/ 医療関連サービスNAVI http://www.medos-navi.or.jp/ |
|---|

医療機関のアウトソーシングを考える際のナビゲーター



医療関連サービスNAVI —ご案内—

医療関連サービスマーク取得や業界団体基準をクリアしている良質で信頼できる事業者情報をご提供します。閲覧は無料です。

<http://www.medos-navi.or.jp>

委託事業者を
一瞥で検索!

医療機関の
アウトソーシング事業者を、
一瞥で検索できます。

安心と信頼の
事業者が一同!

一定の品質管理基準を満たしている質の良い事業者にご登録いただいています。

- *医療関連サービスマーク取得
- *ISO取得
- *第三者評価基準クリア
- *業界団体基準クリア 等

The screenshot displays the Medos-NAVI website interface. At the top, it says '医療機関のアウトソーシングサービスNAVI'. Below that, there are search filters for '業種' (Industry) and '地域' (Region). A search bar is visible with the text '一瞥で検索'. The main content area shows a list of service providers with columns for '業種' (Industry), '地域' (Region), and 'サービス名' (Service Name). A map of Japan is also visible, showing the distribution of services across different regions.

三ステップで検索!

- *業種
- *サービス展開地域
- *適合基準
- *事業者名
などから検索可能。

詳細データの把握が
スムーズに!

企業の概要が詳細に
把握できます。
NAVIから企業ホーム
ページへもアクセス可能。

豊富な業種を掲載

院内業務支援サービス

- ・滅菌消毒(院内・院外)
- ・寝具類洗濯
- ・患者等給食(院内・院外)
- ・院内清掃
- ・検体検査
- ・医療用ガス供給設備保守点検
- ・医療機器保守点検
- ・医療廃棄物処理
- ・医療事務
- ・院内物品管理(SPD)

在宅医療支援サービス

- ・在宅酸素供給装置保守点検
- ・患者搬送



医療法第15条の3では、医療機関が医師等の診療などに著しい影響を与える一定の業務を外部に委託する時は、「厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない」と規定しています。当振興会では、良質な医療関連サービスの提供に必要な要件を「認定基準」として定め、この基準を充たすサービスに対して認定する制度が「医療関連サービスマーク制度」です。

お問い合わせ先

一般財団法人 医療関連サービス振興会 企画部 NAVI担当

〒102-0073 東京都千代田区九段北30丁目11番11号 第2フナトビル3F

TEL:03-3238-1863 FAX:03-3238-1865 [E-Mail]info@medos-navi.or.jp



医療関連サービスマークは 安心と信頼の目印

医療法は、医療機関が診療や患者さん等の入院に著しい影響を与える医療関連サービス^⑧を外部に委託するときは、厚生労働省令で定める基準に適合する者に委託しなければならないと規定しています。

医療関連サービス振興会では、法および政令に定められた8業務（11業種）について、厚生労働省令で定める基準に、さらに良質で安定したサービスの提供に必要な要件を加えた独自の「認定基準」を定め、この基準を満たす事業者・施設に対し、医療関連サービスマークの認定を行っています。



サービスマーク認定については次の体制で運営しています

- 充実した認定基準、調査・審査体制**
 - ・ 専門家による実地調査と改善指導も行う調査体制。
 - ・ 医療関連団体等の有識者で構成する第三者評価による厳格な認定審査。
- さらなるレベルアップを目指して…**
 - ・ 法令改正や社会情勢・環境等の変化に伴い、新しい要件の追加など適時見直し改善。
 - ・ 2年または3年毎の厳格な審査により認定を更新。
- サービスマーク活用のメリット**
 - ・ 委託先の適否を判断する有力な手段。
 - ・ 安定的で良質なサービスの確保。

※サービスマーク認定事業者の最新情報は、当振興会HP (<https://ikss.net>) でご覧になれます。
 ※「医療関連サービス NAVI」 (<http://www.medos-navi.or.jp>) では、医療関連サービス事業者の詳細な情報を提供しています

一般財団法人 医療関連サービス振興会

〒102-0073 東京都千代田区九段北1丁目11番11号 第2フナトビル3F
 TEL : 03 (3238) 1861 (代) FAX : 03 (3238) 1865

医療関連サービスマーク認定事業者・施設データブック無償贈呈のご案内

当会では、医療関連サービスマークの認定を受けた事業者・施設を、医療関係団体や病院等にご紹介するために、年1回、「医療関連サービスマーク認定事業者・施設データブック」を発刊しております。

このたび、2021年版のデータブックを発刊いたしましたので、ご希望の先生方に、無償で贈呈させていただきます。

ご希望の方は、別紙「データブック2021年版 請求書」に必要事項をご記入の上、FAXにて当会までお申込み下さい。

<データブックの概要>

1. 医療関連サービスマーク制度の概要

医療関連サービスの外部委託に対する法的規制、サービスマーク制度について解説しています。

2. 医療関連サービスマーク認定事業者・施設一覧(業種別・都道府県別)

衛生検査所、院外滅菌消毒、院内滅菌消毒、患者等給食、患者搬送、在宅酸素、医療機器の保守点検、医療用ガス、寝具類洗濯、院内清掃の10業種について、認定事業者・施設の一覧を掲載しています。

3. 医療法、医療法施行令、医療法施行規則等、参考法令

医療機関が一定の業務を外部に委託する場合の根拠となる法律等の抄録を掲載しています。

以上、1～3の3部構成となっております。

令和 年 月 日

一般財団法人医療関連サービス振興会
企画部 データブック担当 行
FAX 03-3238-1865

データブック2021年版 請求書

データブック2021を、1冊（※複数ご希望の場合は、 冊）送付して下さい

| | | | |
|-------------|------|----------|---------|
| 所属医師会名 | | 医師会 | |
| 医療機関名 | | | |
| お申込者氏名 | | | |
| 送 付 先 | 郵便番号 | 〒 ー | 都・道・府・県 |
| | 住所 | | |
| | TEL | | |
| | FAX | | |
| E-mail | | | |

日医発第 946 号 (法安 98) F
令和 2 年 12 月 7 日

都道府県医師会長 殿
郡市区医師会長 殿

日本医師会
会長 中川 俊男
(公印省略)

令和 2 年度 在宅看取りに関する研修事業
「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」の
開催について

今般、日本医師会では、令和 2 年度厚生労働省在宅看取りに関する研修事業の委託を受け、「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」を開催することとなりました。

情報通信機器 (ICT) を用いた死亡診断等の取扱いについては、「規制改革実施計画」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において、在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、医師が自らの診療下にある患者について、受診後 24 時間経過して死亡した場合であっても、下記 a～e の全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付することができるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直すこととされたことを受け、平成 28 年度厚生労働科学研究において情報通信機器 (ICT) を用いた死亡診断等を行う際の基本的考え方、具体的手順等についての研究がなされ、その結果を踏まえ「情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」)が策定されたところです。(平成 29 年 9 月 19 日日医発第 595 号通知参照)

- a 医師による直接対面での診療の経過から早晚死亡することが予測されていること
- b 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師と十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること
- c 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること
- d 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること
- e 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等の ICT を活用した通信手段を組み合わせることで患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること

本ガイドラインにおいて、医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師が受けなければならないとされる「法医学等に関する一定の教育」研修を、昨年度より日本医師会が厚生労働省の委託を受け、開催しておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況に鑑み、今年度研修は別紙の要領で開催することとなりました。

また、今年度研修より、本研修会を受講する看護師が遠隔死亡診断においてサポートする医師の受講(但し、e-learning による動画視聴のみ)も可能となりました。

貴会におかれましては、上記の制度趣旨をご理解いただき、看護師を対象とする標記研修会についての情報提供にご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、やむを得ず研修会開催を延期もしくは中止する場合がありますことを予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

別紙

「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」

開催要領

1 研修形式

〈座学〉 e-learning 形式により、法医学に関する講義、看護に関する講義を視聴

〈演習〉座学を終えた後、下記のいずれかの会場において、「演習」受講

(1) 東京会場 定員 20名
令和3年2月21日(日)

(2) 大阪会場 定員 20名
令和3年2月27日(土)

〈実地研修〉大学法医学教室及び監察医務機関等において、解剖、死体検案を見学

2 対象者

原則として、以下の要件(ア～カ)のすべてを満たす訪問看護事業所の看護師

(ア) 看護師としての実務経験5年以上を有し、その間に患者の死亡に立ち会った経験が3例以上ある。

(イ) 看護師としての実務経験のうち、訪問看護または介護保険施設等において3年以上の実務経験を有し、その間に患者5名に対しターミナルケアを行った(※1)ことがある。

※1 ここでいう「ターミナルケアを行った」とは、訪問看護においては、患者の死亡日及び死亡前14日以内に、2回以上の訪問看護を実施し、ターミナルケアに係る支援体制について患者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合をいう。

また、介護保険施設等においては、当該施設の看取りに関する指針等に基づき、看護師が対象となる入居者に対するターミナルケアに関する計画の立案に関与し、当該計画に基づいてターミナルケアを行った場合をいう。

(ウ) 実務においてICTを活用して連携している医師に、研修受講について説明し、同意を得ていること。(医師の同意書を提出)

(エ) 「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」を読んでいること

(オ) 所属施設で業務上タブレットまたはスマートフォン等を使用していること

(カ) 所定の期間内に2体以上の死体検案又は解剖に立ち会う実地研修(※2)が履修できること

※2 ここでいう「実地研修」とは、大学法医学教室及び監察医務機関等において、死体検案や解剖見学に参加することを通じ、死の三兆候や死後硬直等の法医学等に関する講義で学ぶ内容を実際に観察する研修をいう。

3 プログラム

別添参照

4 備考

e-learningによる講義視聴、会場における演習参加および実地研修の全プログラムを履修した者に修了証を交付する。

※ 詳細は本研修会の案内サイト http://www.med.or.jp/people/info/doctor_info/009721.html をご参照ください。

以上

別添

令和2年度 在宅看取りに関する研修事業
 医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会

| 座学 (e-learning 視聴) | | |
|--------------------|--|---|
| 所要時間 | 内容 | 講師 |
| 60分 | わが国の死因究明制度 | ・厚生労働省医政局担当者 |
| 90分 | 法医学に関する一般的事項① ・死因論 ・内因性急死 | ・木林 和彦 (東京女子医科大学医学部法医学講座 教授) |
| 90分 | 法医学に関する一般的事項② ・外因死 | ・美作 宗太郎 (秋田大学大学院医学系研究科医学専攻社会 環境医学系法医学講座 教授) |
| 60分 | 法医学と看護 | ・柳井 圭子 (日本赤十字九州国際看護大学 教授) |
| 40分 | ICT を利用した死亡診断等の制度を活用する利用者・家族に対する意思決定支援～死亡前から死亡後に至る利用者・家族への接し方～ ・課題提示を含む | ・尾崎 章子 (東北大学大学院医学系研究科 教授) |

| 演習 (会場での受講) | | |
|-----------------------|---|--|
| 東京 | 令和3年2月21日(日) | ※11:30 集合 事務連絡、開講挨拶 |
| 大阪 | 令和3年2月27日(土) | |
| 12:00～15:00 (180分) | 実際に使用する機器を用いた医師との情報伝達のシミュレーション ー死亡確認後の説明と死亡診断書の交付の仕方ー (含む DVD 視聴) | 〈進行〉 大澤 資樹 (東海大学医学部基盤診療学系法医学 教授) |
| 15:10～16:10 (60分) | ICT を利用した死亡診断等の制度を活用する利用者・家族に対する意思決定支援～死亡前から死亡後に至る利用者・家族への接し方～ (ロールプレイ) | 〈進行〉 尾崎 章子 (東北大学大学院医学系研究科 教授) |
| 16:10～16:50 (40分) | ICT を利用した死亡診断に関する在宅看取りの実践についての意見交換 | |
| 16:50～16:55 (5分) | 閉会挨拶 | |
| 16:55～17:25 (30分) | 実地研修、修了証交付の手続き等に関する説明、アンケート記入 | 事務局 |

※本プログラムは予定であり、研修会開催までに変更の可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、やむを得ず本研修会の実施を延期、もしくは中止する場合がありますことをあらかじめご了承ください。

講演会・研修会等のご案内

第17回理事会連絡事項

| 開催日時 | 講演会・研修会名 | 会場等 | 内容・講師等 | 実施主体 | 申込先・連絡先 | 研修会単位等 |
|---------------------------|----------------------|---|--|------------|---|--|
| ★ 2月4日(木) 14:30～16:00 | 第87回学校保健学校医研修会 | クサツエストピアホテル 2F「瑞光」 草津市西大路町4-32 | 演題「運動器検診と子どもの運動」 滋賀県医師会 理事 麻生 伸一 | 滋賀県 医師会 | 学校保健担当 会報・FAXにて案内 | 日医生涯教育制度: 1.5単位(申請予定) |
| ★ 2月13日(土) 14:30～17:30 | スキルアップ研修会 (産業医研修) | グリーンホテルyes近江八 幡 2F「白雲」 近江八幡市中村町21-6 | テーマ1 「農業は安全衛生課題の見本市(動画視聴とグループディスカッション)」 滋賀医科大学 社会医学講座 衛生学部門 北原 照代 先生 テーマ2 「令和2年7月1日施行の特殊健康診断の見直しと化学物質への対応」 一般財団法人近畿健康管理センター 理事長 木村 隆 先生 | 滋賀県 医師会 | 産業保健担当 会報・FAXにて案内 (案内前の申込は不可) ※県内医師のみ参加可 | 日医生涯教育制度: 3単位(申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎実地1.5単位 基礎後期1.5単位 生涯実地1.5単位 生涯更新1.5単位 (申請予定) |

草津栗東医師会・行事予定表

令和3年 1月

| 日 | 曜日 | 行 事 | 時 間 | 会 場 |
|----|----|-------------------------|-------------|-------------|
| 1 | 金 | 12/29～1/4 医師会事務局 年末年始休館 | | |
| 2 | 土 | | | |
| 3 | 日 | | | |
| 4 | 月 | | | |
| 5 | 火 | | | |
| 6 | 水 | | | |
| 7 | 木 | | | |
| 8 | 金 | | | |
| 9 | 土 | 囲碁同好会 | 14:00～ | 医師会会議室 |
| 10 | 日 | | | |
| 11 | 月 | | | |
| 12 | 火 | | | |
| 13 | 水 | | | |
| 14 | 木 | 地域職域医師会会長会議・新春懇談会⇒中止 | 14:30～16:00 | 滋賀県医師会 |
| 15 | 金 | | | |
| 16 | 土 | | | |
| 17 | 日 | | | |
| 18 | 月 | | | |
| 19 | 火 | | | |
| 20 | 水 | | | |
| 21 | 木 | | | |
| 22 | 金 | | | |
| 23 | 土 | 1月理事会 | 14:00～15:30 | 医師会会議室 |
| 24 | 日 | | | |
| 25 | 月 | | | |
| 26 | 火 | | | |
| 27 | 水 | | | |
| 28 | 木 | 令和2年度補正予算検討会議 | 14:00～15:00 | 医師会会議室 |
| | | 笠縫学区地域医療と福祉を考える会議 | 14:00～15:30 | 笠縫まちづくりセンター |
| | | 老上学区の医療福祉を考える会議 | 14:00～15:30 | 南笠公民館 |
| 29 | 金 | | | |
| 30 | 土 | 1月例会 | 14:00～15:00 | ポストンプラザ草津 |
| | | 診療科紹介(済生会滋賀県病院) | 15:00～15:30 | |
| | | 小児救急医療地域医師研修会(DVD視聴) | 15:30～16:00 | |
| 31 | 日 | ゴルフ同好会 | | 枚方CC |